

京都府森林利用保全指針

令和元年 10 月

京 都 府

目 次

はじめに

第1章	京都府の自然と地域の特性	1
第2章	森林利用保全を巡る状況と課題	2
第3章	森林利用保全の目標と目指す森林の姿	5
第4章	森林利用保全の方針	7
第5章	森林利用保全の方針に基づく施策の基本的な方向	7
第6章	地域ごとの森林利用保全の長期的な方向	12
第7章	実現に向けた推進体制	14

はじめに

京都府の森林は、府域の4分の3を占めており、農山村の暮らしが息づく里山の風景や京都盆地などの山紫水明の美しい景観を形作るとともに、森林の恵みを生活の中に巧みに生かし、木の長所を生かし大切にしている特徴ある文化や産業を発展させてきた。

そこで、府内の森林を子どもたちの未来を育む府民共通の貴重な財産と位置付け、府民ぐるみで守り育み、健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成17年10月に「京都府豊かな緑を守る条例」（以下「条例」という。）を制定した。

この条例に基づき、森林の利用保全を総合的かつ計画的に推進するため、将来を見据えた府内の森林の目指す姿を示し、それを実現するための施策の基本方向や地域ごとの森林の利用保全の方向等を定め、森林所有者、森林組合をはじめとする林業事業者、府民、森林ボランティア団体、企業、大学、行政等が連携しながら持続的な森林の利用保全を図るための方針として、平成21年7月に「京都府森林利用保全指針」を定めた。

しかし、これまでの間、過疎化や高齢化の進展等により手入れの不足した森林の拡大や、所有者や境界が不明な森林が増加する中、想定を超える局地的な豪雨や大規模台風が頻発するなど山地災害の発生リスクが増大している。さらに、平成31年4月から森林経営管理法が施行されるなど森林・林業を取り巻く環境が大きく変化している。

これらを踏まえて、今後概ね10年間の森林の利用保全のための基本的な方向となる第2次指針を策定する。

第1章 京都府の自然と地域の特性

1 京都府の地形、植生等

京都府は、丹後半島から山城盆地に至る南北に約 140 km と長い地形で、総面積は 46 万 1 千 ha（国土の約 1.2%）となっている。

北部地域は丹後半島を北端として、由良川や中小の河川、平野が広がり、地質は花崗岩が発達し、冬に降雨の多い日本海型の気候となっている。

京都府の中部には 700m～1,000m 未満の山々が連なる丹波高原があり、この稜線を境に日本海に注ぐ由良川水系と太平洋に注ぐ淀川水系に二分されている。地質は、花崗岩、変成岩が中心で、日本海型と太平洋型の気候が混在する気候となっている。

南部地域は、淀川の 3 支川である桂川、宇治川、木津川の流域に盆地と比較的広大な平坦地が形成され、地質は中古生界丹波層群、洪積層、花崗岩等からなり、夏に雨の多い太平洋型の気候となっている。

府内の植生は、暖温帯常緑広葉樹林帯から冷温帯落葉広葉樹林帯に属しており、シイ、カシ、タブからブナ林まで観ることができる。また、芦生や片波川源流、丹後半島等では、原生林に近い貴重な自然が残されている。

2 地域の区分

本指針では京都府全体の森林の目指す姿を示すとともに、府域を「丹後地域」、「中丹及び南丹地域」、「京都市及び山城地域」の 3 つに区分し、地域区分ごとの森林利用保全の長期的な方向等を定めることとする。

(1) 丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）

当地域は、日本三景の天橋立や琴引浜など美しい景観や古墳、遺跡が点在するなど、豊かな自然と文化資源に恵まれた地域である。

当地域の森林には、スギやブナなどの優良な天然林の他、良好な景観形成や防風・防砂上重要なマツ林が多いものの、松くい虫等の被害により、その維持が困難な状況にある。

また、以前は、里山林は、薪炭林等として利用されていたが、放置された広葉樹林や竹林が増加し、良質な水源の確保や土砂流出の防止、良好な景観の形成など森林の多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

府内他地域に比べ人工林の割合が低く約 28% であるが、中小規模の製材工場も立地している。

(2) 中丹及び南丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町）

ア 中丹地域

福知山市、舞鶴市、綾部市からなる中丹地域は、古くから山陰・北陸・京阪神地域との交流を通じ、商工業、農林水産業を中心として発展してきた地域である。

当地域の森林は戦後急速に植林が進み、人工林の割合は府内の他地域に比べて高く約 43% である。

また、木材を一時集積し、工場等への搬送の拠点となるストックヤードや間伐材等を加工する府内唯一の合板工場をはじめ中小規模の製材工場、

プレカット工場も存在する。

イ 南丹地域

亀岡市、南丹市、京丹波町からなる南丹地域は、由良川・淀川両水系の分水嶺に当たる丹波高原や南丹市美山町の農山村風景など、緑豊かな自然環境と歴史・文化資源に恵まれた地域で、平成28年3月に地域の一部が京都丹波高原国定公園に指定され、京阪神等の都市と農山村の交流など都市・田園定住圏としての更なる発展が期待されている。

人工林の割合は、約39%で、木材市場や、大規模な製材工場をはじめ中小規模の製材工場、プレカット工場も立地しており、府内産木材の生産・流通において重要な役割を担っている。

(3) 京都市及び山城地域（京都市以南の市町村）

ア 京都市

当地域は、長い歴史の中で日本を代表する文化や伝統を育んできた歴史都市を含む地域であるとともに、京都府の人口の大部分が集中する都市化の進んだ地域で、高次の都市機能や産業機能、大学等の学術機能の集積が高い地域である。

当地域の森林は、古くから良質の北山丸太や大径材を生産する林業地帯で、住宅、神社仏閣等で利用される木材や伝統行事等への林産物の供給など、地域の生活や文化と深くつながり、世界に誇れる木の文化を育んできた。

現在では、北山丸太や大径材の需要が減少し、林業の生産活動は低迷しているが、木材市場や中小規模の製材工場、プレカット工場があり、府内産木材の生産・流通において重要な役割を担っている。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシの被害は減少しているものの放置竹林が拡大している。

イ 山城地域

当地域は、大阪府、奈良県、三重県、滋賀県に接し、第1次産業から第3次産業、ハイテク産業が混在し、人口増加に伴う土地開発が進展した地域である。

当地域の森林は、住民の憩いの場や交流の場、竹材生産の場等としての活用とともに、良質な水源、土砂の流出の防止、美しい景観の形成等の多様な公益的機能の発揮が期待されているところであるが、放置竹林の拡大による樹木の生育阻害等が大きな問題となっている。

近年、企業や森林ボランティア団体、大学、行政等の多様な主体の連携による森林づくり活動の場が府内で最も多い地域であるとともに、良質材の生産やしいたけ栽培が盛んな地域もある。

また、大消費地が近く、中小規模の製材工場、プレカット工場も立地している。

第2章 森林利用保全を巡る状況と課題

1 森林利用保全を巡る状況

(1) 森林面積

京都府の森林面積は約 34 万 3 千 ha で府域の約 74%を占めており、全国平均の約 67%を上回っている。国有林以外の民有林の割合が約 98%で、そのうち約 68%は個人の所有となっている。

民有林のうち、人の手を加えて育成している人工林は、約 12 万 6 千 ha で、その割合は約 38%となっている。

また、民有林の樹種別割合は、広葉樹が約 40%、スギが約 20%、ヒノキが約 17%、マツが約 20%となっている。

(2) 森林の齢級構成

人工林は、11 齢級（51 年生から 55 年生）から 13 齢級（61 年生から 65 年生）にかけてが最も多く、スギ、ヒノキだけで見ると、標準とする 10 齢級以上の伐期を超えている面積が約 70%となっている。

(3) 森林整備と木材生産

健全な人工林を育成するためには、間伐が不可欠で、森林所有者や森林組合等による年間の間伐実績は、平成 29 年度では約 2 千 4 百 ha となっている。

府内の素材生産量は、平成 29 年は、約 14 万 m³である。

また、府内の木材需要量は、平成 29 年は、約 44 万 m³であり、平成 20 年以降ほぼ横ばいである。需要量の内訳は、製材用が約 14 万 m³、合板用が約 25 万 m³、その他（パルプ、チップ等）が約 5 万 m³となっており、国産材の割合は約 27%である。

木材価格は低迷を続けており、平成 29 年の製材用の丸太価格は 1 m³当たりスギが約 1 万 3 千円、ヒノキが約 1 万 8 千円と昭和 55 年をピークに低下している。

(4) 森林整備と木材生産の担い手

森林整備は、府内 20 の森林組合が、利用間伐を中心に担っているが、所有者や境界が不明な森林の拡大により、施業地の集約化に係る業務が増加していることから間伐等現場の事業量が近年減少している。

民間の林業事業体は、請負による主伐を中心に実施しているが、採算がとれる事業地の確保に苦慮しており、事業量は伸び悩んでいる。

府内の林業労働者数は、昭和 55 年には 2,653 人であったものが、平成 29 年では 434 人であり、50 歳未満の労働者の占める割合が、20 年前は全体の 20%であったが、近年は、半数を超える割合まで増加している。

平成 24 年度には、林業大学校が開校し、府内の林業者育成に大きな役割を果たしている。

(5) 林道等

府内の林道の総延長は約 1 千 2 百 km で、平成 29 年度の森林 1 ha 当たりの林道密度は、3.7m となっており、全国平均の約 5.4m を下回っている。

また、1 台で複数の作業が実施できる高性能林業機械の府内の保有台数は、平成 20 年度は 20 台程度であったが、平成 28 年度では 60 台程度にまで増え作業効率が向上している。

(6) 山地災害

平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間に、1 時間最大 90mm 以上（記録的短時間大雨情報の発表基準）または、24 時間総雨量 242mm 以上（100 年確率降水量）といった異常な降雨が 6 回発生している。

近年は、多くの山地災害に見舞われており、特に、平成 30 年度の山腹崩壊

等の被害が、約 200 箇所約 52 億円であり、倒木等の被害が、約 600 箇所約 2 億 4 千万円で甚大な被害を受けている。

(7) 国民の森林への期待

平成 27 年に農林水産省が行った「森林資源の循環利用に関する意識、意向調査」において消費者モニター等が森林に期待する役割では、森林の公益的機能のうち災害の防止(59.3%)、温暖化の防止(52.1%)、水資源の確保(47.6%)などが高い状況にある中、これまで低位であった木材を生産する働き(36.0%)への期待が再び高まってきている。

また、回答者の約 50%が、森林の恩恵は広く国民全体に及ぶことから国民全体で森林整備の費用を負担することに賛同している他、約 59%が森林整備ボランティア活動への参加の意向を示している。

(8) 府民ぐるみの森づくり

府民や企業等が森林づくりに参画するモデルフォレスト運動は、平成 29 年度には 1 万 6 千人の参加者があり、また、企業や団体が、地域と森林利用保全に関する協定を締結して行う森林づくり活動は、平成 30 年度には 43 件となるなど増えてきている。

2 10 年間の主要な取組の現状と成果

(1) 森林の災害防止機能を高めるため治山施設を整備

治山事業実施箇所 平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間累計：1,389 箇所

(2) 森林施業集約化の推進と高性能林業機械の導入等により間伐による森林整備が進み、間伐材の搬出により素材生産量が拡大

森林整備(間伐) 平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間累計：3 万 8 千 ha

素材生産量 平成 20 年度：11 万 3 千 m³ → 平成 29 年度：14 万 2 千 m³

(3) 平成 24 年度に林業大学校が開校し、林業の専門的な人材を育成

平成 25 年度～平成 29 年度：府内で新たに次世代の林業担い手 48 名が誕生

(4) 京都モデルフォレスト運動は、年々活動が拡大

参加人数 平成 20 年度：3,200 人 → 平成 29 年度：16,000 人

森林の利用保全に関する協定 平成 20 年度：23 件 → 平成 30 年度：43 件

(5) 森林整備や木材生産のコスト削減、作業の合理化のための基盤となる基幹林道の整備

平成 26 年度 丹波広域基幹林道全線開通 約 65km

(京丹波町～京都市左京区)

平成 29 年度 丹後縦貫林道 2 車線化 約 50km

(丹後半島縦断)

3 森林利用保全の課題

(1) 近年の異常気象により山地災害の発生リスクが高まる中、森林の災害防止機能の効果的な発揮が必要である。

(2) 木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、森林の境界が明確でない等により放置される森林が増えているため、集約化や施業コストの低減を図りながら、間伐による適切な整備をはじめ、主伐、再造林による資源の循環利用の促進を図る必要がある。

(3) 適正に管理が行われていない森林については、災害防止等多面的機能を持

続的に発揮できるよう森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムも活用しながら間伐等の施業を実施し健全な森林へ育成していくことが必要である。

- (4) 路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及・定着を図るため広域林道等と接続した作業道の整備による作業現場へのアクセスの改善などが必要である。
- (5) 健全な人工林の育成や風倒木の整理等による森林の再生には、高度な技術を有する担い手の確保・育成、新技術の導入等による生産性の向上が必要である。
- (6) 府内産木材の供給を拡大するため、住宅以外での木材利用や、品質や性能の確かな木材製品の需要拡大等を図ることが必要である。
- (7) 森林ボランティア団体など森林づくりの多様な担い手の育成と、府民が気軽に参加できる活動フィールドの確保等森林づくり活動の裾野を拡大する取組が必要である。
- (8) 野生鳥獣による農作物や樹木の被害の軽減を図るとともに、下層植生の消失による表土流出など森林の持つ多面的機能の低下を防ぐため、捕獲や柵の設置などの被害防除、里山林の適正な管理による生息環境にも配慮した多様な森林整備が必要である。
- (9) 放置竹林の拡大や松くい虫、カシノナガキクイムシの被害等により里山林が荒廃しており、適切な利用保全が必要である。
- (10) 森林所有者の森林経営や府民・企業等の森林づくり活動に対する助言・指導等のサポートが必要である。

第3章 森林利用保全の目標と目指す森林の姿

京都府の森林を巡る課題に対処し、府民の安心・安全と木の文化に息づく心豊かな暮らしを支える森林を実現し次世代へ継承していくためには、地域住民の生活との関わりを踏まえて、安心・安全や森林の生物多様性の保全、林業の成長産業化、持続的な森林資源の育成、府民協働による森林づくりの視点から、森林所有者、林業事業者、市町村、府民、企業、大学等多様な活動主体と府が連携し、森林の利用保全の取組を進めていく必要がある。

このため、これからの森林利用保全は、森林所有者や市町村、林業事業者を中心に地域住民が一体となって適切な森林管理と間伐、主伐、再造林等を進めるとともに、府民の主体的な参画のもとに木材利用、森林づくり活動、学習活動、レクリエーション等の場として幅広く森林の利用を促進し、スギ、ヒノキ等の人工林、広葉樹林、針葉樹と広葉樹の混交林がバランス良く配置され、木材の生産、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止、良好な景観の保全など、府民の安心・安全な暮らしを支える森林を実現するため、「木材生産型」と「環境保全型(里山型・奥山型)」に区分して森林の利用保全を図る。

1 森林利用保全の目標

木材の生産機能を重視する人工林については、「木材生産型」の利用保全を推進し、人工林の中でも経営に適さない森林については、水源の保全、災害の防止、生物多様性の保全、美しい景観の保全など、森林の公益的機能の発揮を

重視した「環境保全型(奥山型・里山型)」の利用保全を推進する。

また、天然林のうち、奥山林については荒廃林の復旧など必要最小限の整備にとどめ、原則として自然力に委ねることとし、里山林については、地域住民の生活との関わりを踏まえて、「環境保全型(里山型・奥山型)」の利用保全を推進する。

保安林については、森林の多面的な機能が良好に発揮されるよう適切な管理と利用保全を推進する。

2 目指す森林の姿

森林の多様な機能を持続的に発揮させるためには、森林を構成している樹木、森林内の下層植生や土壌、生息・生育する多様な野生生物等が健全な状態で保持される森林の姿を目指す必要がある。

(1) 木材生産型で目指す森林の姿

ア 良質な材や北山丸太などの生産を目指し、森林所有者や林業事業者が中心となって、適正な管理が行われ、森林の循環利用が図られることにより、森林の多面的機能が持続的に発揮される森林となっている。

イ 育成途中のスギ、ヒノキの人工林は、間伐等による適切な保全がなされ、根系が十分に発達し林床の植生が適度に繁茂している森林になっている。

また、作業道等の整備や高性能林業機械の導入により木材の搬出コストが削減され、建築用材やバイオマス燃料等として資源の循環利用が図られている。

ウ 十分に育った森林で自然環境や災害防止に配慮した伐採が行われ、持続的な木材供給と伐採跡地への確実な植栽により森林が再生されている。

エ 竹林については、抜き伐りによる密度管理を行うとともに、自然環境に配慮した伐採と竹材の有効利用が図られ、健全に維持されている。

(2) 環境保全型で目指す森林の姿

ア 奥山型

放置されている人工林は、樹木の健全な成長と根系の発達、下層植生を回復させるために、強度の間伐や列状間伐の実施により針葉樹と広葉樹が混在する混交林に推移している。

広葉樹林については、荒廃林の復旧などの必要最低限の整備にとどめ、原則として自然力に委ねることにより、水源の保全、災害の防止、生物多様性の保全や良好な景観を形成するなど、多様で高齢の樹木が生育する森林に推移している。

イ 里山型

森林所有者、地域住民、森林組合、森林ボランティア団体、企業、大学、行政等の多様な主体と連携し役割分担をしながら、様々な利用保全を行うことにより、水源の保全、災害の防止、生物多様性の保全や、レクリエーション、自然体験活動、きのこ栽培やタケノコ採取の場等として利用され公益的機能が良好に発揮される森林となっている。

放置されている人工林は、樹木の健全な成長と下層植生を回復させるために、強度の間伐や列状間伐の実施により広葉樹の成長を促進させて針葉

樹と広葉樹が混在する混交林に推移している。

広葉樹林や竹林は、森林の状況や地域住民等が求める機能に応じて適度の抜き伐り等が行われ伐採木等が有効利用されている。

第4章 森林利用保全の方針

目指す森林の姿を実現するため「木材生産型」と「環境保全型（里山型・奥山型）」の森林利用保全により、「安心・安全で災害に強い森林づくり」、「府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大」及び「健全で多様な森林づくり」の3つの方針で、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムも取入れ施策を推進する。

1 安心・安全で災害に強い森林づくり

府民が安心で安全な暮らしを維持するためには、災害に強い森林づくりが必要であり、適切な森林整備と地域での減災対策など山地災害防止対策への取組を推進する。

2 府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大

府内の森林を次世代に健全な状態で引き継いでいくためには、森林資源の持続的な育成が必要であり、森林整備の集約化と合理化、森林整備の担い手の育成等を推進する。

主伐や間伐により伐採された木材が、大きさや形状に応じ建築用材、合板、チップ等様々な形で利活用が進むよう、川上から川下に至る関係者が連携し、需要拡大や生産量拡大、安定供給体制づくりの取組等を推進し、森林資源の循環利用を図る。

3 健全で多様な森林づくり

心豊かな暮らしを支える森林を実現していくためには、森林所有者、林業事業者、府民、森林ボランティア団体、企業、大学、行政等多様な活動主体が連携し、森林の多面的な機能の高度な発揮や、府民が森林を守り育てていくことの重要性について理解を広げ、府民の主体的な森林づくりへの参画を促進する。

第5章 森林利用保全の方針に基づく施策の基本的な方向

1 安心・安全で災害に強い森林づくり

(1) 森林の適切な整備と保全

森林の根系が十分に発達し、豊かな下草に覆われることにより、表層崩壊や土砂流出防止などの災害防止機能を持続的に発揮できるよう、地形、地質に配慮し、間伐等による根系の発達促進や、流木となる可能性の高い立木の伐採など、適切な森林整備を推進する。

森林所有者等による適正な森林管理が持続するよう、森林整備推進のための普及啓発や技術指導等の取組を推進する。

(2) 奥地等条件不利地の森林の適正な管理

手入れされず放置された人工林のうち、奥地等の条件不利地で今後も林業経営に適さない森林については、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムにより、市町村が主体となった所有者の特定や管理についての意志確認などを支援するとともに、間伐等により森林の公益的機能を維持するための適正な管理を促進する。

(3) 山地災害防止対策の推進

整備の遅れている森林においては、間伐と広葉樹の導入や鳥獣による食害の防止などを組み合わせて再生を進め、森林全体の下層植生を豊かにし森林の土砂流出防止機能等の向上を図るとともに、人家や公共施設等の上流に位置するなど特に危険度の高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林整備と治山対策を重点的に推進する。

また、流木災害が多発しているため、流木捕捉式治山ダムの設置等による対策を推進する。

集落や公共施設等に近い里山林の防災機能を強化するため、危険木の撤去、簡易防災施設や管理に必要な歩道の設置などを推進する。

併せて、山地災害の危険性に関する情報をきめ細かく提供するとともに、地域ぐるみで行う森林内の危険木や土砂の撤去などの取組を支援する。

<評価指標>

◆山地災害危険地区での治山事業着手箇所数（累計）

令和 11 年度（2029 年度）2,400 箇所

<直近の実績：平成 29 年度（2017 年度）1,600 箇所>

2 府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大

(1) 森林の経営管理の効率化

ア 森林整備の集約化

林業事業者が市町村と連携し森林所有者に間伐等の施業や路網整備などを提案し、森林経営計画の策定を通じて施業の集約化を図り、効率的な森林整備を実施していく取組を推進する。

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムにより効率的に森林整備を進めていくためには、サポートセンターを設立し、市町村の企画・事業化を支援するとともに、土地境界が明確で施業実施後の収支予測等が可能な森林資源情報の整備に向け、航空写真や航空レーザー測量等による資源情報の精度向上のための取組を推進する。

イ 木材生産性の向上

川上においては、人工林のうち 10 齢級以上の利用期に達した森林面積が 7 割を超える状況であるため、適切な間伐に加え主伐・再造林・保育を進め、資源の循環利用に向けた取組を推進する。

川中・川下においては、大型木材加工施設やバイオマス発電等の新たな大口需要への対応も必要となっており、路網等の基盤整備、現場状況に合

致した高性能林業機械や架線システムの活用、I o Tを活用した生産管理手法の導入、作業の自動化等、森林施業や素材生産の効率化への取組を推進する。

また、長期施業委託契約による森林整備の確実な実行、林業事業者それぞれの得意分野を生かした協業による一貫施業、高性能林業機械やコンテナ苗の導入等による作業の効率化とコスト削減により収益を確保していく等の新たな取組を推進する。

ウ 林業事業者の強化と専門的な担い手育成

新たな森林管理システムの推進にあたり市町村から管理委託を受けることのできる林業事業者が必要であり、森林組合はもとより民間の林業事業者の経営の強化と事業量の拡大へ向けた取組が必要である。

このため、木材伐採等の専門的な技術者や森林資源情報の活用により森林経営計画等を策定できる森林施業プランナーなどの人材を育成するとともに、素材生産から造林、保育、作業道作設まで複数の作業を兼務できる人材を育成するため技術力の向上等を図る取組を推進する。

さらに、林業事業者における作業時間の見直しや常勤雇用への移行など、林業労働者の就労環境の改善の取組が必要である。

また、林業大学校においては、大学や企業と連携した教育・実習体制のもと、ドローンや最新鋭の高性能林業機械等の操作研修や、より実践的かつ先進的技術の研修を充実させ、即戦力かつ新たな森林管理システムの推進に必要な人材を育成する。

<評価指標>

◆年当たり木材生産量

令和 11 年度(2029 年度) : 31 万 4 千 m³/年

<直近の実績 : 平成 29 年度(2017 年度): 14 万 2 千 m³/年>

◆年当たり新規就業者数

令和 11 年度 (2029 年度) : 39 人/年

<直近の実績 : 平成 29 年度(2017 年度): 19 人/年>

(2) 府内産木材の需給体制整備

ア 府内産木材の需要拡大

森林整備推進に繋げるため、府内産木材の需要拡大を更に推進する。

需要拡大に当たっては、無垢材や集成材に加え C L T 等の新たな木材製品の普及、競争力強化のための乾燥施設の導入促進、製材 J A S、森林認証等による合法木材の普及等により高付加価値化を推進するとともに、府内産木材に関する情報を消費者や建築関係者等へ積極的に発信する。

また、既存需要を府内産木材の利用へ転換するため、他県産材・輸入材との競争力を強化する取組を推進する。

さらに、住宅以外の用途での需要拡大のため、図書館、学校、駅舎などの公共施設をはじめ、店舗、オフィス、宿泊施設等非住宅建築物の木造化

や内装材、備品等の木質化を図るとともに、木製土木製品の開発や普及等により公共事業での府内産木材の利用を推進する。

イ 府内産木材の供給拡大と安定供給体制づくり

大型木材加工施設、木質バイオマス供給施設等のハード整備と中小製材工場の機能向上、製材 J A S 等の供給、設計施工や木材の調達をコーディネートできる人材確保等により府内産木材の供給拡大に向けた取組を推進する。

また、木材需給情報を可視化することで川上から川下を結ぶサプライチェーンの構築と流通コスト削減への取組を推進するとともに、木材市場の運営への支援や木材の安定供給を行うためのストックヤードの機能拡大等の取組を推進する。

<評価指標>

◆年当たり府内産木材利用量※

令和 11 年度(2029 年度) : 28 万 9 千 m³/年

<直近の実績 : 平成 29 年度(2017 年度) : 11 万 6 千 m³/年>

※府内で消費される府内産木材利用量

(3) 森林資源の多様な利活用

木材や竹材は、住宅資材や建設資材等として利用されるだけでなく、炭などに加工することで燃料や脱臭剤等として利用されているほか、木繊維を原料とする軽くて強いセルロースナノファイバーが開発されており、これらの新たな分野への多様な利活用を推進する。

また、近年、需要が高まっている薪やペレット等木質バイオマスを活用していくため、未利用材の効率的な運搬方法を確立することにより供給拡大と安定供給体制を構築するとともに、木材を余すことなく有効に活用するカスケード利用を推進する。

特用林産物については、古くより様々な価値ある森の恵みが豊かな暮らしを支えてきており、引き続き、生産作業の効率化、省力化を図りながら広葉樹、きのこ類、くり、また、京都の文化財の保護や修復にも活用される漆の栽培を推進する。

3 健全で多様な森林づくり

(1) 府民ぐるみでの森林づくり

ア 「京都モデルフォレスト運動」等の推進

府民や企業等が森林づくりに参画できる場づくりや、積極的な木材利用を促進するための普及啓発を行いながら、長きにわたり育まれてきた京都の木の文化や里山の保全、放置人工林の整備等森林保全活動の優良事例の波及、活動主体同士の連携の強化、山村コミュニティの維持や活性化、豊かな海を守り育てるために漁業者が森林づくりを行う「海・森連携」など、森林区域に留まらない新たな活動により「京都モデルフォレスト運動」を更に発展させる。

さらに、観光や医療など他業種との連携による府民の里山地域への誘導

や健康増進等、広く森林の関心を高める取組を推進する。

企業参加の森林保全活動については、参画企業数の拡大と持続的な活動となるよう社員教育、家族参加による世代間教育を取り入れるなど参画企業それぞれの特色を生かした取組を推進する。

また、民間団体を通じて、企業等からの募金や寄付等の受け入れ、森林づくり活動への参画を希望する企業や団体への活動フィールドの斡旋を行うなど、府民、企業の主体的な森林づくりのための取組を推進する。

イ 森林ボランティア団体の育成

府民や森林ボランティア団体等の活動支援、次世代への知識や技術の継承への支援、森林所有者や府民の活動を支えるサポーターの確保、森林づくり活動団体同士や企業等との連携、交流への支援等により、里山林を中心とした多様な森林づくりの担い手の育成を推進する。

ウ 子どもたちへの環境学習の推進

次世代の森林づくりの担い手育成のために、学校や地域、企業等と連携し、子どもたちへの森林・林業体験活動を継続的に推進するとともに、指導する人材を確保、育成していくため、森林保全活動指導者を派遣する「森の人材バンク」の活用と登録者数を増やす取組を推進する。

(2) 森林の有する多様な機能の発揮

ア 多様なニーズを踏まえた森林の利活用の推進

森林の利用保全を進める上では、森林の現状や自然的条件、地域の特性並びに森林所有者の意向や府民のニーズを踏まえた上での取組が重要であり、森林の現況調査や多様な森林づくりのため集落等での話し合い、実行組織づくりを促進するとともに、市町村、林業事業体、大学等と連携して、森林整備推進のための普及啓発や技術指導を推進する。

また、豊かな水資源の確保やレクリエーション、散策、環境学習、森林療法等の場としての活用など、府民の多様なニーズに応える取組を推進する。

イ 野生鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣被害対策については、集落への出没防止、農作物や樹木への被害軽減と、森林の下層植生や地域固有の植物の保全を図るため、捕獲強化による個体数の削減や捕獲の担い手の確保・育成、植林地の防護柵設置等の防除対策、農地に隣接した里山林や放置竹林の適正な管理による生息域の拡大防止、松くい虫等森林病虫害の駆除、防除など、多様な森林整備を森林所有者、地域住民、研究機関、行政等が連携し推進する。

<評価指標>

◆年あたりモデルフォレスト運動参加人数

令和11年度(2029年度)：32,800人/年

<直近の実績：平成29年度(2017年度)：16,000人/年>

第6章 地域ごとの森林利用保全の長期的な方向

「第3章 森林利用保全の目標と目指す森林の姿」、「第4章 森林利用保全の方針」、「第5章 森林利用保全の方針に基づく施策の基本的な方向」を踏まえ、「安心・安全で災害に強い森林づくり」と「府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大」については府全体で推進することとし、「健全で多様な森林づくり」については、地域の風土による植生の違いや森林と人との自然的、社会的、歴史的な背景を配慮し、各地域ごとに森林利用保全の長期的な方向を定め多様な森林利用保全を推進する。

1 丹後地域

天橋立などの海岸線をはじめとした美しいマツ林や地域固有の貴重な植物の保全、スギ、ヒノキの人工林や多様な広葉樹等の森林資源の循環利用、健康増進やレクリエーションの場として多様な樹木が生育する森林など、多面的機能が良好に発揮される森林を目指す。

(1) 豊かな海や良好な景観、観光資源が育まれる森林づくり

丹後の豊かな海を育むために、生物の多様性が保全されること等による豊富な栄養分を含んだ水の供給や土砂の流出・崩壊防止機能等が良好に発揮される災害にも強い森林づくりを進める。

また、天橋立の周辺林や白砂青松の海岸線のマツ林に代表されるように、地域の良好な景観や観光資源として重要な森林の保全を進める。

(2) 多様な森林資源の循環利用

スギ、ヒノキの人工林だけではなく、ケヤキなどの広葉樹や山菜、きのこなどの森林資源の利用を進める。

また、農業、水産業、観光業等と連携して竹材の有効活用を検討しながら、放置竹林の拡大防止を進める。

(3) 優良な天然林や地域固有の貴重な植物の保全

京丹後市のブナ林などの地域固有の優良な森林や貴重な植物など生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進める。

(4) 健康増進やレクリエーション等の場としての森林づくり

森林を活用した健康の増進、レクリエーション活動、環境学習等に地域住民や都市住民、子どもが気軽に参加できる多様な森林づくりを進める。

2 中丹及び南丹地域

成熟しているスギ、ヒノキの循環利用、安全で豊かな河川を育む森林づくり、くり、しいたけ、漆等の特用林産物の生産など、木材等の森林資源が循環利用され、多面的機能が良好に発揮される森林を目指す。

(1) スギ、ヒノキや有用広葉樹の循環利用

木材の主要な産地として、スギ、ヒノキの人工林の間伐をはじめ主伐、再造林を進め、伐採箇所分散化等国立公園に指定された自然環境にも配慮し木材生産を行うとともに、大型木材加工施設等における府内産木材の需要拡大、また、都市住民や建築関係者と連携した需要拡大も図りながら、森林資源の循環利用を進める。

(2) 地域の特産物が安定的に生産される森林づくり

くり、漆、しいたけ等特用林産物の生産やしいたけ原木林の育成など地域の特産物が安定的に生産されるための森林づくりを進める。

(3) 府民の健康増進や都市との交流の場としての森林づくり

森林の豊かな自然を活用した健康の増進、レクリエーション活動、地域住民と都市住民の交流の場等として気軽に参加できる多様な森林づくりを進める。

(4) 安全で豊かな河川が育まれる森林づくり

森林の水源かん養機能と密接な関係でつながり、良質な水や魚介類等を育み、景観上も重要な由良川等の河川を安全で豊かなものとして育むための森林づくりを進める。

(5) 竹林の管理と、防災、景観、生物多様性等に配慮した森林づくり

竹材の有効利用を図りながら、放置された竹林の拡大防止や広葉樹の導入を促進する等により、土砂の流出防止や良好な景観の形成、生物多様性の保全等に配慮した森林づくりを進める。

3 京都市及び山城地域

京都市では、北山杉や良質なスギ、ヒノキの人工林をはじめとする森林資源が住宅や神社仏閣等の多様な分野で循環利用されるとともに、住民の安全で快適な生活環境の保全、良好な景観形成や伝統行事等に貢献する森林を目指す。

山城地域では、放置竹林の拡大防止など防災、景観、生物多様性に配慮した健全な竹林の保全や健康増進やレクリエーションの場としての多様な樹木が生育する森林など、多面的機能が良好に発揮される森林を目指す。

(1) 地域住民の安全で快適な生活環境を保全する森林づくり

都市住民の生活を水害や土砂災害等から守り、清らかな地下水等を安定的に供給するために、都市住民、企業等の理解と参加を得ながら、快適な生活環境や生物多様性を保全する多様な森林づくりを進める。

(2) 北山杉や竹林が適正に管理されている森林づくり

日本を代表する林業地である北山地域の森林や乙訓及び山城地域の竹林が適正に管理され、住宅や神社仏閣等の用材や生活用品等として北山丸太や竹材が持続的に供給される森林づくりを進める。

(3) スギ、ヒノキや有用広葉樹の循環利用

スギ、ヒノキの人工林の間伐をはじめ主伐、再造林を推進するとともに、都市住民や木材加工・建築関係者と連携した需要拡大を図りながら、伐期の多様化、伐採箇所の分散化など自然環境に配慮した木材生産による針葉樹や広葉樹の循環利用を進める。

(4) 景観、伝統行事等を支える森林づくり

神社仏閣等の後背林や観光地の周辺林等景観上重要な森林を維持・保全する取組を推進するとともに、五山の送り火、祇園祭等の伝統行事や「京銘竹」の生産等の伝統産業を支える森林づくりを進める。

(5) 健康増進やレクリエーション等府民による多様な森林づくり

都市住民の健康増進やレクリエーションの場等として気軽に参加できる多様な森林づくりを進める。

(6) 大学等と連携した森林づくり

大学等の教員や学生の調査、研究、実証活動の場としての森林の利用や大

学と地域住民、企業、団体等が連携した森林づくりを進める。

第7章 実現に向けた推進体制

指針の目標を達成するためには、森林所有者、林業事業者、木材加工関係事業者、府民、森林ボランティア団体、企業、大学、教育・研究機関、行政等の連携と協働が不可欠であるとともに、府民が森林の重要性等について理解を深め、森林づくり等に主体的に参画することが必要であり、それぞれが次の役割を担いながら取組を推進する。

1 森林所有者、林業事業者等

(1) 森林所有者

- ア 森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムも活用しながら、持続可能な森林管理を行い森林の公益的機能が良好に発揮されるよう努めるとともに、森林が府民共通の貴重な財産であることを認識し、市町村や林業事業者が行う施業の集約化等への積極的な参画に努める。
- イ 府民等の主体的な参画による森林の利用保全が進むよう、地域ぐるみでの活動場所の提供や協働等に協力する。

(2) 林業事業者

- ア 森林整備・林業の担い手の中心として、地域の森林所有者の要望に応え、施業の集約化や低コスト化により地域の森林整備・林業を支えることに努める。
- イ 蓄積された情報、経験、知識、技能を生かし、森林所有者の森林経営に対しての提案や、森林所有者と府民をつなげるなど、森林管理のコーディネーターとしての役割が期待される。
- ウ 森林所有者や府民の森林活動の技術指導者としての役割が期待される。
- エ 高い生産性や収益性の向上など森林所有者及び林業労働者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営や、主伐後の再造林を実施するなど、継続性のある林業経営に努める。

(3) 木材加工関係事業者

- ア 観光やエネルギー分野などの異業種や大学等との連携による技術開発や生産性の向上により、品質や規格の揃った多様な製品の供給とコスト削減に努める。
- イ 森林所有者と消費者、建築業者等との関わりを通じて、府内産木材の循環利用を推進するとともに、府内産木材に関する情報の府民への提供に努める。

2 府民等

(1) 府民

- ア 森林の公益的機能についての理解を深め、森林ボランティア活動や森林体験活動等への参加、緑の募金などによる森林づくりへの支援などを通じて、様々な形で森林の利用保全活動への主体的な参画に努める。
- イ 木材の良さについての理解を深め、府内産木材の積極的な利用に努め

る。

(2) 森林ボランティア団体、NPO

- ア 森林の利用保全活動に参画する団体として森林活動の技術やノウハウを習得し、森林所有者と連携しながら森林の利用保全の一翼を担うことが期待される。
- イ 森林環境学習の指導者等として、府民への森林・林業に関する啓発や府民の活動を支援することに努める。
- ウ 観光や医療等、他業種と連携し、府民の里山地域への誘導や森林の関心を高めるPRに取り組むことに努める。

(3) 企業、森林ボランティア団体を除く各種団体

- ア 社会貢献活動等の一環として、社員による森林の利用保全活動への参画や森林整備等のための資金の提供等が期待される。
- イ 地域の森林所有者、自治会、森林ボランティア団体等が行う森林の利用保全活動への協力や支援に努める。
- ウ 府内産木材の利用推進や木材の新たな製品開発、用途開発等に取り組むよう努める。

3 大学、教育・研究機関

- ア 蓄積しているデータや研究成果等を府民等に提供し、府民や行政等と連携した適切かつ継続的な森林の利用保全活動や相互交流、府民向け講座の開催等が期待される。
- イ 環境学習や森林体験活動等を通じて、次世代を支える学生や生徒が森林・林業や木材に対する理解を深めるための取組が期待される。

4 行政

(1) 国（求める取組）

- ア 大規模災害発生時は、現況調査や応急対応、災害復旧対策の立案について、府や市町村へ早急な技術助言や支援に努めること。
- イ 国有林と民有林とが連携した森林の多面的機能の発揮のための施策連携と国の施設や公共事業での府内産木材の利用促進を図ること。
- ウ 森林整備や府内産木材の需要拡大、林業の担い手対策等の取組を支援すること。
- エ 国有林をフィールドとした府民参画の森林づくり活動への取組を推進すること。
- オ 自然災害の研究や研究成果などの情報提供、また、広域災害発生時における関係府県との調整及び連携に努めること。

(2) 市町村（期待する取組）

- ア 新たな森林管理システムの推進のため、地域の合意形成、林業事業者との連携強化、市町村が自ら行う森林管理、所有者不明森林への対応等に積極的に取り組む。
- イ 市町村森林整備計画に基づき、森林所有者等への適切な森林整備の指導

を行うことに努める。

- ウ 地域に即した森林整備や木材利用施策を計画的に推進し、地域の森林づくりの展開をリードする。
- エ 公共事業や公共施設での府内産木材の積極的な利用と住民への府内産木材等に関する普及啓発を推進する。
- オ 府民参画による森林の利用保全の促進のため、条例の制度や京都モデルフォレスト運動等の取組に積極的に協力する。

(3) 京都府

- ア 森林の防災機能を効果的に発揮させるため、山地災害発生リスクの高い森林における適切な災害防止対策を推進する。
- イ 市町村が主体となった森林整備を行うために必要となる森林情報の整備や新たな支援体制の整備など、市町村に支援を行う。
- ウ 情報提供や技術指導を通じて、森林所有者に適正な森林管理を行うよう働きかける。
- エ 森林整備や府内産木材の需要拡大等を図る林業事業者等の取組を支援する。
- オ 公共施設や公共工事等での府内産木材利用を促進する。
- カ 集落生活との関わりを踏まえて、集落と農地や森林の保全が一体的に進むよう市町村等と連携して、総合的な取組を推進する。
- キ 府民への森林・林業や木材に対する理解の促進及び企業等からの森林づくり等への支援を促すための普及啓発等の取組を推進する。
- ク 森林整備等の専門的な技術者や森林ボランティア団体の育成、京都モデルフォレスト運動など多様な森林づくりの担い手の育成に努める。
- ケ 市町村の枠を越える広域的な課題について、地域間の調整を行う。